

条項(省令)	内容	対応	適否
第18条	法第11条第2項の規定による火薬庫においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、次条から第21条までに定めるところによる。		
第19条	左上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあっては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。(表省略)		適・否
2項	三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。次条第2項及び第3項において同じ。)を貯蔵する場合には、第27条第1項第3号の隔壁(同条第2項の規定により設けられているものを含む。)により区分して貯蔵しなければならない。		適・否
3項	第1項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。		適・否
4項	可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第5条第1項第1号の3の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。		適・否
1号	新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬		適・否
2号	爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬		適・否
3号	法令に基づき法科学のために使用する可塑性爆薬		適・否
4号	刑事訴訟法に基づき押収された可塑性爆薬		適・否
第20条	火薬庫の最大貯蔵量は、表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。(表省略)		適・否
2項	一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び煙火火薬庫において二種類以上の火薬類を前条第1項の区分により同棟に貯蔵する場合(三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第2項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合を除く。)には、各種類ごとにその種類のものに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。		適・否
3項	三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第2項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合には、各種類ごとにその種類のものに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それぞれの区分において、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。		適・否
4項	第1項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第1項から前項までの規定を適用する。		適・否
5項	がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を5tをこえて貯蔵する場合には、3t未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。		適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。		
1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。		適・否
2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。		適・否
3号	火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。		適・否
3号の2	火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。		適・否
5号	火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。		適・否
5号の2	火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。		適・否
6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。		適・否
7号	火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。		適・否
8号	火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から30cm以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは1.8m以下(搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあっては4m以下)とすること。		適・否
9号	火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。		適・否
10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。		適・否
11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。		適・否
12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。		適・否
13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。		適・否
14号	火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。		適・否
2項	水蓄火薬庫においてする火薬類の取扱いについては、前項第1号から第4号まで、第6号、第9号及び第10号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
1号	粉状の火薬類は15%以上の水分で湿潤状態にして非浸水性の袋に入れて木箱等に納め、塊状の火薬類は水と隔絶しない状態で貯蔵すること。		適・否
2号	火薬類は、水面下50cm以上の深さの水中に沈めること。		適・否
3号	減水しないよう絶えず注意し、減水したときは、直ちに給水すること。		適・否

昭和49年通商産業省告示第52号(火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準)

条項	内容	対応	適否
	火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づき、がん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準を次のように定めたので、告示する。		
1号	隔壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎を堅ろうにすること。		適・否
2号	隔壁は、建物の両側に1m以上張り出し、かつ、がん具煙火貯蔵庫の屋根の表面(屋根の張り出し部分にあっては、屋根の表面を延長した面)から50cm以上高くすること。		適・否
3号	隔壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の場合にあっては、10cm以上、補強コンクリートブロック造の場合にあっては、15cm以上とすること。		適・否

平成9年通商産業省告示第548号(可塑性爆薬に含める物質等を定める告示)

条項	内容	対応	適否
第1条	火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3の経済産業大臣が告示で定める物質は、次の各号のいずれかに該当する物質とし、規則第5条第1項第1号の3の経済産業大臣が告示で定める量は、当該各号に掲げる物質に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。		
1号	エチレングリコールジナイトレート 質量比0.2%		適・否
2号	2・3-ジメチル-2・3-ジニトロブタン 質量比1.0%		適・否
3号	パラ-モノニトロトルエン 質量比0.5%		適・否
第2条	規則第19条第4項の経済産業大臣が告示で定める場合は、規則第19条第4項各号のいずれかに該当する可塑性爆薬を貯蔵する者が、当該可塑性爆薬が同項各号に該当しなくなったときに、その可塑性爆薬を廃棄するために必要な期間貯蔵する場合とする。		適・否